

廃棄量水器売却仕様書

1. 件名 令和7年度 廃棄量水器売却処分
2. 履行期間 契約締結日から30日以内
3. 予定品目及び予定数 ①小型量水器(13mm~40mm) × 5,381 基
②大型量水器(50mm~100mm) × 16 基
※上記量水器において、外ケースと内部計測部品等は分解、分別されていないものとします。
4. 概算総重量 ① 6,824 kg
② 296 kg
5. 材質 ①青銅くず
②鉄くず
6. 支払方法等 契約締結後、本市が発行する請求書により支払うこととする。
7. 引渡時期 契約代金支払い後、本市の代金納入確認を受けたあと速やかに量水器を引き渡すこととする。
8. 引渡場所 浦添市上下水道部 1階倉庫
9. 付記事項 ①量水器には市章表示があるため、再利用しないこと。
②量水器に刻印されている市章、番号は完全に除去すること。
③見積単位は総重量 1kgあたりの価格で行う。
④総重量に見積価格(消費税・地方消費税込み)をかけたものを買受代金とする。
⑤概算重量は、あくまで計算上の概算値であり、実測で差が出た場合は、実測値を総重量とする。(1kg未満切り捨てとする)
⑥実測に使用する計量器は計量法に基づく計量器とする。
⑦買受にかかる運搬費・人件費・手数料等すべての経費は買受人の負担とし、別途請求はしないものとする。
⑧量水器を入れているプラスチックの箱については、買受人の責任において適切に処分する。
⑨量水器の付属品も引き取ること。
⑩入札単位は買受代金の総額で行う。(消費税及び地方消費税を含まない)
※(青銅くずの単価×概算総重量)+(鉄くずの単価×概算総重量)の合計額
⑪落札業者は入札額の内訳書を提出すること。
⑫売却代金の納付方法は銀行振込とする。
⑬売却物は代金完納後、すみやかに引き取るものとする。
10. その他 本仕様書に記載されていない事項、及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、浦添市と協議の上変更内容等について決定するものとする。